



議案第二十号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十九条第三項中「二番目に高額のもの（該当する金額がないときは最低額の金額）」を「の最高額の金額」に改める。

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和六十年産の水稻及び昭和六十年産の麦から適用する。